

障第1117号
令和3年1月7日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
様
(岐阜市所管の施設等は除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン等について（周知）

このことについて、厚生労働省から別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。

なお、業務継続計画（BCP）の策定については、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性（厚生労働省障害福祉サービス等報酬改定検討チーム）においても、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に運営基準において業務継続計画（BCP）の策定等が求められることが予定されています。

そのため、新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続計画（BCP）が未策定の施設・事業所におかれては、業務継続ガイドライン等を参考に業務継続計画（BCP）の策定を進めていただきますようお願いいたします。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	信 田
電 話	058-272-1111 内2686		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		